

# 民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和3年10月14日(木) 午後1時 議場

## 出席委員(8名)

(委員長) 矢田貝 香 織 (副委員長) 伊 藤 ひろえ  
石 橋 佳 枝 門 脇 一 男 土 光 均 戸 田 隆 次  
前 原 茂 森 谷 司

## 欠席委員(0名)

## 説明のため出席した者

伊澤副市長

【市民生活部】永瀬部長

[クリーン推進課] 清水課長 遠藤施設管理担当課長補佐 本郷施設管理担当係長

【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

[教育総務課] 斎木教育企画室長

[学校教育課] 西村課長 住田学務担当課長補佐 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐  
遠藤担当課長補佐

## 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

## 傍 聴 者

安達議員 今城議員 矢倉議員

報道関係者2人 一般0人

## 報告案件

- ・鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補に係る米子市内適地の検討について  
[市民生活部]
- ・美保地区の小・中学校の校区に係る米子市教育委員会の方針について [教育委員会]

## 協議案件

- ・民生教育委員会の所管事務に係る調査研究について

~~~~~

## 午後1時00分 開会

○矢田貝委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、報告案件2件と協議案件1件がございます。

初めに、鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補に係る米子市内適地の検討について、当局の説明を求めます。

清水クリーン推進課長。

○清水クリーン推進課長 そういたしますと、鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補に係る米子市内適地の検討につきまして説明させていただきます。

まず、9月3日付で西部広域から依頼のありました一般廃棄物処理施設の一次調査対象

の適地抽出につきまして、本市におきましては、鳥取県西部一般廃棄物処理施設用地候補米子市内適地検討会を9月21日に設置いたしまして、具体的な抽出作業を進めることといたしましたので、本日はその詳細と現在までの検討状況等について報告をさせていただきます。

資料1、検討会の概要についてでございますが、別紙1に検討会の設置要綱をつけておりますが、検討会の所掌事務といたしましては、米子市内の適地の案の検討等としておりまして、委員構成は、資料にございますように、副市長を座長に、合計6人で構成しております。

次に、検討会における検討方針等についてでございますが、これまでの会議におきまして、検討会における検討方針及び候補地の抽出作業の進め方を決定いたしております。候補地に対する評価方法については、検討を行っているところでございます。

(1)の検討会における検討方針についてでございますが、その内容は別紙2のほうで決定をしておりますが、本日の説明は、資料の枠の中を御覧いただけますでしょうか。

まず、枠の中の上から、アにつきましては、西部広域の選定方針に基づく必須条件をもちまして、候補地として検討することとしております。

イにつきましては、一般廃棄物の総排出量の約7割を占めます本市といたしまして、一体的整備はその最大のメリットでございます運営の効率性を高め、コスト削減に資するものでありまして、本市の負担額の軽減も図れるとの観点から、該当する候補地があるのであれば優先して検討すべきと考え、方針としているものでございます。

次のウにつきましては、西部広域の用地選定委員会における調査段階で評価対象になる項目を想定しまして、本市の評価において加点項目とすべき事項として、次、裏になりますけれども、4点上げております。

1つ目、土地災害警戒区域等でないことにつきましては、重要な生活インフラの立地として災害リスクが低いことは重要視すべき点であることから上げております。

2つ目、幹線道路との接続性に優れた地域であることにつきましては、市民の利便性を含めまして、良好なごみの搬入環境の確保が見込まれることに加えまして、環境負荷の低減及びコスト削減につながることを。

そして、3つ目の下水道への接続が可能な地域であることにつきましては、環境負荷の低減及びコスト削減につながり、本市の負担額の低減及び下水道処理手数料の増加に資することから上げております。

4つ目、鳥取県西部圏域の人口重心から近い地域であることにつきましては、全体としての収集運搬効率を高めまして、本市の収集運搬経費の低減にも資することから、この項目を上げさせていただいております。

次のエにつきましては、西部広域が用地選定方針で示されております必要最小限の敷地面積に加えまして、敷地を確保できる候補地を加点対象とすることなどを考えております。

次に、(2)候補地の抽出の進め方等についてでございますが、先ほど申し上げました上記(1)の検討方針を踏まえまして、まずは西部広域が用地選定方針で示しておられます必要最小限の敷地面積、これは可燃・不燃ごみ処理施設は約2万2,000平米、あと、最終処分場は約3万5,000平米、合わせました5万7,000平米に若干の余裕を持たせまして、6万平米、6ヘクタール以上の区域を抽出することとしておりまして、今後は評

価標準を設定して評価を行うこととしております。

最後に、3、今後の予定についてでございますが、資料でございますように、今後は適宜市議会のほうにも御報告させていただきながら、最終的には12月28日までに西部広域に回答をする予定としております。

簡単ではございますが、説明は以上です。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** まず、ちょっと用語の確認ですが、1ページの下の方、(1)検討会における検討方針、この中で、イの文章で、中間処理施設と最終処分場の一体的整備、この中間処理施設というのは可燃ごみの処理施設、それから不燃物の処理施設、この2つを指していると思っていいますか。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** そのとおりでございます。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** もともと西部広域のこの案で、一体的整備というところで、ここである中間処理施設と最終処分場、これを1か所で整備するか、それとも中間処理施設と最終処分場、別々の箇所にするか、これはまだ決まってないはずで。どういう基準で決めるかというのと、一つの要素として、用地の確保の状況によって別々にするか一体的かというふうな考え方だと私は理解しているのですが、まず、それは間違いはないですか。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 西部広域のほうが出しておられます用地選定方針のほうは、先ほど委員さんおっしゃられましたように、中間処理施設だけ、最終処分場だけで候補地を抽出されてもよいということにはなっております。間違いございません。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** そうすると、今回、西部広域からの方針を受けて、米子市が米子市内に候補とできる用地があるかどうか、それを選定するということですが、米子市が選定するときの用地、中間処理施設と最終処分場を1か所でやるという場合はかなり用地面積が必要だと思います。別々だったら、また別の用地の可能性あると思います。今回は両方のケースを想定して、つまりそれぞれのケースを想定して候補地を選定するのか、その辺の米子市の候補地の選定の考え方はどうなんですか。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 西部広域の選定方針は先ほど申し上げたとおりでございますが、本市といたしましては、西部広域の選定方針の中に、とはいえ、施設の処理の効率化や経済性の観点から、最終処分場も可燃ごみ・不燃ごみ処理施設と同一敷地内、または近隣での設置を目指すということもございまして、本市といたしましては、先ほど説明もさせていただきましたけれども、一体的整備をすることによりまして運営の効率性を高め、コスト削減にも寄与すると。本市におきましては、一般廃棄物の総排出量の約7割を占めておりまして、そうすることによって本市の負担額の低減も図れる……。

**○矢田貝委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 端的にお答えしたいと思います。要は、書かせていただいておりますけども、今委員から御質問、確認があったとおり、西部広域の方針、これは私も関わってつくったわけでありまして、処理の効率性、これは当然のことではありますが、コストに跳ね返るといふこともあります。そういったことも考慮して、中間処理施設である可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設は、これは昨今の運用状況、他の地域の施設の状況なんかも踏まえてみると、一体化が望ましいだろうといふこと。そして、最終処分場については、同一敷地内か、できるだけ近接の地域で整備することが望ましいと、こういう方針でやっております。

米子市はそれを受けまして、資料にも書かせていただいておりますが、まずは一体的に整備が可能な条件を有する区域からの抽出を優先して検討するということでありまして、まずは一体的整備が可能などころがあるのかなんかのことを優先して検討するということでありまして、もしそういった用地がなかなか見つからないということであれば、次の方法として、じゃあ、別々にやるような場合にはどういうケースが考えられるだろうかということを考えていくと、こういう順番になると、このように考えております。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** この「優先して」という意味もお聞きしようと思っていたのですが、今の副市長の答弁で意味は分かりました。

そうすると、手順としては、今回米子市が候補地選定、これは一体的、一体的というのは中間処理施設と最終処分場、一体的に整備する、面積は約6ヘクタール、そういう前提で米子市内に適地といふ候補地があるか、それを選定する。手順としては、ほかの市町村も多分そういう前提で優先的に選定するんだと思います。かなり一体的といふのはある意味で敷居が高いので、各市町村がそういう優先的に選定した結果を多分西部広域に持ち寄って、そこで候補地が決まれば、それはいいと。そこでなかなか決まらなかったら、各市に、一体的でという条件を外して、再度候補地を選定してという、そういう手順になるように思うのですが、そうですか。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 最初からそのように想定されていらっしゃるわけではないと伺っております。各構成市町村から、それぞれの御事情でもって、我々のように優先的にまず一体的整備の候補地を出したといたしましても、ほかの市町村はいろんなパターンで候補地を出してこられると思います。その中で、どのように評価を区分して、例えば中間処理施設と最終処分場部分を切り離して、別々に同じベースにした上で、各構成市町村が出された最終処分場、米子市が出した一体的整備ができますよといった中の最終処分場、そういったものを見比べる評価方法を恐らくされるんじゃないかと思っております。そういう中で適地といふものを広域のほうで選定されていかれるんじゃないかと思っております。不測の事態はいろいろあるのかもしれませんが、今はそういう前提はございません。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。私が先ほど言ったように、厳密にといふか、そういうふうには決まっているわけではなくて、今はとにかく各市町村が候補地を選定、選定するときの考え方は、各市町村のそれぞれの考え方、一体的を前提でやるのか、別々も含めて候補地を

選ぶのか。ただ、米子市は今回は一体的整備という前提で候補地を探す、そういったことをするというふうに理解していいですか。

○矢田貝委員長 永瀬市民生活部長。

○永瀬市民生活部長 そのとおりでございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 それから、もう一つお聞きしたいです。今の裏面、2ページ、この中の一番上の枠で囲まれている、要は選定するときの条件。このエの文章、改めて読みます。エの文章は、地域に新たな価値を創出できるような施設を目指すとの組合の考え方に賛同し、当該新たな価値の創出についての構想可能性についても考慮に加えながら検討。いま一步、特にそういった、2行目のほう、「構想可能性についても考慮に加えながら」、これは具体的にどういうことなのか、もう少し説明をしていただけないでしょうか。

○矢田貝委員長 永瀬市民生活部長。

○永瀬市民生活部長 まず、西部広域さんのこの「地域に新たな価値を創出できる」という意味合いだと思いますが、それにつきましては大きく2つに分かれるのかなと思います。例えば整備する施設自体の施設機能としてどういった充実を図っていくか、それが、地域の振興あるいはまちづくりに資するものを含めて、施設機能としてどういうようなもの、例えば防災拠点機能だとかそういったものを含めて、どういうふうに考えていくかっていうこと。それから、この施設を設置するに当たって、これがまた地域振興とかまちづくりの観点で、立地の地域におかれましてはいろいろと、今後、市も組合もその地域に向いているいろいろ御相談をしていただいて、御理解をいただいて、施設整備ってというのは今後成し遂げることになりますので、そういった御意見もいただく中で、地域の発展のためにどのような新たな価値の創出、そういったものができるのかっていうことを考えていく要素がございます。

それで、当該ごみ処理施設以外のものを、地域の御希望であるとか我々の考え方で、もし地域振興のために整備するということになれば、その隣接で一定のごみ処理施設用地以外の面積も必要としますので、今、抽出作業をしたいと考えております、前提としております6ヘクタール、これをもうちょっと多めに確保できるような用地、これが構想の実現のためには資するんじゃないかっていう観点を今は持ち合わせていると。現段階では具体的なものはございませんけど、そういった地域振興、まちづくりの在り方を念頭に置いてるという意味で御理解いただければありがたいなと思います。以上です。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 この「新たな価値を創出できるような施設」、これは今の説明、そういったイメージ。この中に、これは西部広域そのものが掲げている、つまり最終とか中間とか焼却、ごみ処理施設というのは、これまでのイメージのような単なる迷惑施設、そういったものではなくて、地域と共生できる、そういった施設を目指すというのを理念に掲げていますけど、そういったことも当然含まれますよね。ちょっと確認です。

○矢田貝委員長 永瀬市民生活部長。

○永瀬市民生活部長 西部広域のほうが出されている選定方針、構想なりにこういった、整備するとしたらっていうイメージ図も載ってございましたけど、その中で、先ほど申し上げた防災拠点でありますとか、環境学習の機能でありますとか等々、地域に一定の価値を

もたらしようなイメージも含めて構想をしていらっしゃると思いますので、我々もそれに賛同しておりますので、一緒になって考えていきたいという意味で、委員おっしゃるとおりでございます。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** そうすると、この文章、1行目でそういった「組合の考え方に賛同し」とあります。これは、そういった今の「新たな価値を創出できるような施設」、それに賛同してもらうということも考慮をしながら検討というふうに読むのですが、つまりこれは別の言い方をすると、ある場所にいわゆるごみ処理施設を造るときに、当然地元の人の最終的な同意、合意が当然必要です。今、候補地の選定の段階でも、こういったことを賛同して、そういった可能性を考慮に加えながらというのは、単に米子市内の候補地、いろんな物理的条件だけでなく、ある程度地元の同意、合意も得られるかどうかというところも考慮して候補地を選定するというふうに、私はこの文章を読んでそう捉えたのですが、そういうことですか。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 今はそういった、地元のどこの地域っていうのが決まっているわけではございませんので、この選定過程におきましては、地元の御意見が細かくお聞きできるわけではないので、具体的な想定は今できません。先ほど担当課長のほうが説明しましたのは、少しでも選定作業の中でそういったことの可能性を広げていくためには、施設機能の充実は、一定の面積があって、その施設内容を検討する過程の中で地元の意見も聞きながら考えればいいんですけど、もしそれに併設して、何かしら地域振興、まちづくりのための施設整備をしようと思えば、先ほど言った6ヘクタール以上の面積を一定確保できないと、ちょっと構想がしぼんでしまうのかなと。

なので、今後のことになりますけど、評価基準の中で、そういった面積を多少多めに確保できるところを多少加点をすとか、そういった意味合いに今の抽出段階では限定されていくのかなというふうには考えておりますけど、組合にいろいろと御提案する際に、もし具体的な、最終的な段階で市の考え方が意見として申し上げることができれば、そういったようにしていきたいと思っておりますけど、今の段階では、面積的な、物理的な要件を確保できることが構想の可能性を拡大するもの、そういった段階かなというふうには今考えております。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました、もちろんこの用地選定の段階から地元の合意とか同意を得られそうかどうか、そんなのは当然分かるわけではないので。ただ、今言われたのは、そういった賛同してもらうためには、例えば地域振興で、単なる必要な用地以外、周辺も、当然何らかの形で確保できるというのも必要になるかもしれない、そういったことを考慮するという意味と捉えました。それでいいですね。それでよければいいです、一応確認だけ。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** そのように御理解いただければありがたいです。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 幾つか伺います。西部広域のほうで示されてる、一応、条件のいろんなのが

この後ろのほうのところにありますけれど、1日200ミリ以上の水道、上水あるいは工業用水の供給が可能ある給水エリアであるとか、あるいは水道水源、500メートル以内にないか、それから、米子市のほうで考えられてる下水道への接続っていうのが可能な地域であるところとかといういろんな条件を考えますと、なかなかそんなに簡単な条件ではないなというふうに思っていますが、先ほどの清水課長のお話でもありましたけれど、米子市で出しているごみっていうのが大方の部分をお占めてますので、米子から遠くに運んでいくっていうのは、いろんな意味でちょっと、経済的でもないし、考えられないなというところですよ。

日野の3町は別にして、あとといっても、やはり中心、どこから来ても割と来やすいところという米子がやっぱり一番、条件的にはそうかなというふうに思ったりするんですけど、その辺では、米子市の気持ちとしては、やはり米子市にこれは置くべきではないかというふうなお気持ちですか、そういうような方針があるのでしょうか。

**○矢田貝委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 置くべきという言葉に、「べき」だというふうにお答えするつもりはありませんけども、今おっしゃっていただいたとおり、あるいは担当課長のほうから御説明したとおり、ごみの排出量、現在でたしか68%か9%ぐらいだったと思います。令和14年推計で、これが7割を超えます。これは人口減少等の影響を受けてそうなるわけですが、そういったことを考えますと、この用地選定に当たって、米子市内で適地がないかということ、どこの市町村よりも主体的に一生懸命考える責務が我々にはあるんだろうと、このように考えております。

もちろんごみはどこかよそで処理してくれればいいみたいな無責任な考え方もあるのかもしれませんが、私どもはそれは極めて無責任な考え方だというふうに考えております。これは人口が多いからそうなんですけども、あるいは産業活動の中心だからそうなんですけども、ごみを最も多く出す米子市において、できれば、もちろんこれは、先ほど御質問もありましたけど、議会の御理解、あるいは何よりも立地する地域の御理解が必要になってくるわけでありまして、最終的には、そういったものは置いてですね、米子市内で適地を見つけていくということ、我々としてははっきり我々の課題として取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上です。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** もう一つ、各自治体でそういうふうな適地がないかということで検討委員会組まれて検討されて、それは必ずしも1回ではないかもしれない、いろんな条件で探されるということなんでしょうけど、その結果として適地がないっていう答えがあるっていうことも、うちでは適地はありませんっていうふうなこともあるわけですよ、うちはないよとは言えないということでもないですよ。

**○矢田貝委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 各市町村においても、今私が申し上げた、もちろんごみの排出量におけるシェアといいましょうか、割合の多い少ないというのはあると思いますが、いずれにしても、自分たちが出したごみをどこで処理するのかという問題について、まさに自分たちの問題として主体的に御検討いただいているというふうに思っております。その結果について、今の段階で、ないことがあるのかということについて軽々にお答えすることは控え

たいとは思いますが、真剣に検討された結果、なかなか難しいですという答えは、その可能性があるかないかということであれば、あるんだろうとっております。以上です。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 私たちは、旧来のごみを燃やす、埋めるというのを主体にした計画というものにはずっと反対してきました。各自治体が自治体の実情に応じた形でごみ処理は考えていくっていうのであるべきだというふうに思っています。そして、こういうふうに集中する計画ってやっぱり、米子市は本当に7割が米子から出しているごみっていうことになりますのであれなんですけど、遠くの市町村ははるばる運んでくるっていうこともあり、決して得ではないんじゃないかなというふうなことも思います。

政府の方針もこれからどんなふうになるか分かりませんが、プラスチックごみの法律とかいうのもあって、それが具体的にどう動くかっていうこともあるし、いろいろ変動する要素はあると思うんですが、今の気候変動の状態で考えると、やはり旧来の考え方は改めなければならないというふうに思いますので、もう一度、用地選定して行って、用地を買い取ってみたいいな形でどんどん進めるのではなく、大本の計画についての再検討を、西部広域でも言いますが、していただきたいというふうに、これは意見ですけど、言っておきます。

**○矢田貝委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 御意見ということで御発言がありましたのですが、あえて発言の機会を求めて、委員の皆様方にお話ししたいと思えます。

今の石橋委員さんの御意見、西部広域でも同じ御意見を承っておりますし、共産党さんの御要望としても、そういった趣旨の御要望を承っております。

あえて、これは逆に、反問権ということではなくて、私の素朴な疑問としてお聞きいただきたいんですけども、そうなりますと、既に広域処理を実施している、県内でも東部広域や中部広域の在り方は時流に合わない、あるいは、この西部広域についても実はもう広域処理が始まっているんですね。御案内のとおり、米子のクリーンセンターで境港のごみも、そして日吉津のごみも、そして旧中山町のごみも、現在は大山町であります。これを処理させていただいております。こういった在り方は見直すべきだと、それぞれの市町に戻して、それぞれの市町で効率の悪い小さい炉で燃やしてやるべきだと、これが委員さんの御主張だということだというふうに今承りましたけど、そうではない。やはりごみの適正処理という観点にしっかり向かい合いつつ、もちろんプラスチックをどうするのかということ、これからしっかり考えていかなければならない課題だということは繰り返し御答弁申し上げてますけども、広域処理をやることでごみをより適正に処理していくという大きな流れ、これは現在のプラスチックの流れの中でも揺るぎのないもの、国のほうでもその方針を変えるというような話は一切出ておりません。

そういった中で、各市町の小さい炉で燃やすようなやり方に変えるべきだということをおっしゃいますけども、これは以前、この議場でも申し上げましたが、既にそれは、広域処理を目指すべきだという大きな方針の下で、西部広域行政管理組合で次の施設を目指していくんだということ、この議会でもその方針をお認めいただいて、そのお認めいただいた結果によって、西部広域の広域処理業務というふうにもう既に位置づけられているのであります。そのことについて、構想段階でその方針を大きく転換する、見直しをする

ということを御主張されますけれども、我々としてはその考えはございません。はっきり申し上げておきます。以上です。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** それも何度もお伺いしておりますけど、そういう方針を西部広域が決めて、決めたのは16年前ですか、になります。世界の状況、地球の気象環境の状況は、その後も大きく変わってきてます。そのままでいいのかっていうのは、日本は本当に遅れてると思うんですけど、世界的な課題だと思います。今急がないと間に合わないというふうに気象の学者の方なんかは言われてますので、いずれこのことは降りかかってくると思います。これまでされてたところが、東部、中部は先にそういうふうに広域化でやっておられるというのを知ってますし、今の状況を踏まえた上で、それでは駄目だということをあえて私たちは言ってるわけです。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにございますでしょうか。

門脇委員。

**○門脇委員** まず、やはりごみ問題ですので、しっかりとこのごみの問題、一人一人が私ごとと考えて、近隣市町村と連携取りながら、この事業を遅れることなく進めていただきたいと、こう思っております。

そこで、今の候補地抽出の進め方についてお伺いしたいと思いますけども、施設別抽出条件とか、候補地の抽出に適さない地域とか、この参考資料に示していただいております。また、資料の1ページ目から2ページ目に検討会における検討方針、こういうものが示されておりますけども、そこで、候補地を今後決定していく場合に、今言った条件等に適したところを順次抽出してっていくのか、あるいは、今後、これを例えば5か所だとか10か所だとかにもう絞った上で、その後また検討していくのか、どういう方針なのかをちょっとお伺いいたします。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 御案内のとおり、施設別抽出条件、あるいは候補地の抽出に適さない地域っていうのを一つずつ見ていきますと、そう多い場所がピックアップできるわけではございませんけど、我々としては、そういった条件に合致するところを今後の作業の中でおよそ最大限抽出に努めさせていただいて、一定のところ、これから作成いたします評価基準でもってそのピックアップしたものを評価して、最終的に適地として検討していくと、そういった流れを今は想定しております。

**○矢田貝委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 分かりました。そこで、今後の予定のところなんですけども、11月中に市長に検討状況の中間報告を行うと、こういうふうになっておりますけど、このところではどういうところまでの報告をされる予定なのか、今のところ分かっておりますでしょうか。

**○矢田貝委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 現在、私が座長になりまして作業中でありますので、確実なことを申し上げます。今の予定といたしましうか、ということでお聞きいただきたいんですけども、一応、私どもの考えとしては、そこに書かせていただいておりますとおり、11月中に市長に中間報告を行いたいと、同じ内容を議会にも御報告したいと、このように考えており

ます。

その内容というのは、先ほど来御説明しておりますとおり、まずは立地が可能な面積的な要件といえましょうか、当然のことではありますが、一定の用地面積が必要だということは御理解いただけると思います。もちろん、それに加えて、先ほど来から御説明しているとおり、道路接続とか、あるいは災害リスクとか、あるいは下水道があるかないかとか、そういった具体に加味しなければいけない要件も出てまいりますけど、それは評価の問題でありまして、絶対的に立地ができない、これは都市計画上、立地が認められていないところとか、あるいは、いわゆる土地利用規制等がかかっている立地が法的にできないというようなところを除いて、かつ現実的な問題として、立地に伴う造成が可能なところ。例えば、山でもどこでも削ればよいという考え方も、乱暴な考え方もありますけど、昨今の盛土の問題もありますので、極端な盛土、切土を切るというようなこと、つまり急峻な斜面に造るなんていうことは現実にはできないというようなこととか、そういったようなことを考えますと、まず面積要件で6ヘクタール、もうちょっと付言いたしますと、それに一定程度の緩衝地帯、これは西部広域では300メートルということがうたわれています。この300メートルの考え方については、全協で御説明した際に、たしか土光委員から御質問があつてお答えしたと思っておりますけど、中間処理施設の操業等に伴う音の問題とかあつて、一応300メートル程度の緩衝地帯があることが望ましいだろうというふうになってます。

そういうふうを考えますと、今、6ヘクタールというふうに言いましたけど、少し分かりやすいイメージでいいますと、6ヘクタールの面積というのを、例えば丸い円で描くとすると大体直径300メートルで7ヘクタールになりますので、それぐらいの空地、つまり物理的な空き地がないと、まさか住宅移転して造るといふわけにもなりませんので、直径300メートルぐらいの最低限でも空地があるところではなければならない。それに、さらに言いましたとおり、その外周に300メートルの緩衝地帯があるとすると、半径でいいますと、150メートルに300メートルですから、半径450メートル、直径で900メートルの円を描けなければならないと。もちろん、その中に全く物が存在しないというところはほぼ皆無だと思っておりますけど、あまりたくさん住宅が連担してるとか、病院や学校があるとか、そういったことは避けなければならないと。

今申しました半径450メートル、直径で900メートル、これは面積に換算しますと63ヘクタールを少し超える面積になります。63ヘクタールの空地、最低限でも、先ほど言ったとおり7ヘクタールの空地、そして、その外周にほぼあんまり物がたくさんないような緩衝地帯を含めると、63ヘクタールほどの空地がある場所というのを今、市内からピックアップする作業をしております。まずそういったところが第一優先になるんじゃないかなと、このように考えておりました、そのピックアップしたものを、おおむね10か所程度になるんじゃないかなということで今作業をしておりますけど、この拾い出したものを、当然この段階で地元の説明したりとか、地元の同意、了解を取るということはできませんので、地元には一切御相談しないということをお断りした上で、したがって、ここにできるんだなんてことでその図面が独り歩きするということではないということも議員の皆さんにも重々御理解いただいた上で、その図面を市長に中間報告し、それを議会にも見ていただきたいと、このように考えてます。

我々が考えてるのは、当然、今の段階は最終的な用地選定ではありませんので、その候補地の抽出、可能な場所の抽出作業でありますので、そういう段階だということを踏まえた作業を行っていますけども、できるだけ市民の代表である議会の皆様とこの作業を共有したいというふうに思っています。我々で最後こういうふうに選びましたということではなくて、どういうロジックで、どういう手順でやったら、どういうところが浮かび上がってくるのかということをしつかり議会とも共有しながら作業を進めることが、最終的には多くの市民の皆さんの理解をいただくことにつながるんじゃないかなと。

俗に言う迷惑施設ということになるわけですけども、ごみをしっかり、前向きにごみ処理に向かっていく、そんな地域になりたいということを私は強く願っております。それが、先ほど石橋委員もおっしゃいましたけど、ごみの減量化ということにつながるんだろうというふうに私は信じています。そのためにも、ごみ処理施設を山の奥のほうに隠すように造るのではなくて、しっかり住民の皆さんに使っていただけるようなごみ処理施設、多様な価値の創造にという話はそこにつながってくるわけでありますけど、様々な意味で価値あるごみ処理施設を造っていくということにチャレンジするためにも、そういった場所の適地性というものを、これは限界もありますけども、できるだけ議会の皆様にも一緒になって考えていただきながら作業を進める、そんなやり方を考えてみたいと思っております、その第一弾は11月に、ちょっとこの委員会になるのか、それとも場合によっては全協になるのか、これは議会のほうとも、委員長さん、あるいは議長さん、副議長さんとも御相談した上でやりたいと思っておりますけど、場合によっては全協というようなことも想定しながら、まずはそういう、今申し上げたような一定の空地がある場所というのはどこなのかといったことの、最初の検討対象になる、一番最初の出発点のところを中間報告という形でお示しできればなということで、今そこに向けた作業を進めつつあるということになります。以上です。

**○矢田貝委員長** よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 先ほどの副市長の答弁の中で、ちょっと数字でいろいろ出されたのですが、63ヘクタールとありましたよね。これはどこの部分か、もう一回ちょっと説明をお願いしますか。

**○矢田貝委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** すみません、イメージしやすいようにと思って数字を上げさせていただいたんですけど、いずれ、先ほど申し上げたような手順でもし11月に御報告するとなれば、その際に改めて御説明することになると思っておりますけど、今、我々が作業をやっているイメージとして聞いていただければいいんですけど、用地が大体6ヘクタールぐらい必要だと、直接の有効面積です。施設を造るだけに必要な有効な面積が約6ヘクタール、これは西部広域の構想で示されています。それを分かりやすく円で示すとすると、大体半径が150メートル、直径でいえば300メートルの円になります。半径150メートル、半径掛ける半径掛ける3.14が面積でありますので、これでいきますと大体7ヘクタールの土地になります。

そして、半径150メートル、直径300メートルの円の外に300メートルの緩衝地

帯、ここに何一つ存在しないというのはなかなか難しいと思いますけど、西部広域のほうで言われてる病院とか学校とか静粛性が求められるような場所、あるいは住宅の連担地域ですね、いわゆる住宅地が連担しているような地域でないということを想定すると、そこをあえて言うと緩衝地帯というふうに呼ばせていただく、呼び方が適正かどうか分かりませんが、いわゆる緩衝地帯というふうに考えますと、150メートルの半径に外側に300メートル要りますので、半径で450メートルの円が必要になってきます、直径で900メートル。半径で450メートルの面積を単純に、先ほど言ったとおり、半径掛ける半径掛ける円周率で計算すると63.5ヘクタールぐらいになります。そういうことを申し上げたところであります。以上です。

○矢田貝委員長 ほかによろしいでしょうか。

ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時46分 再開

○矢田貝委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、美保地区の小・中学校の校区に係る米子市教育委員会の方針について、当局の説明を求めます。

西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 では、美保地区の米子市立小・中学校の校区に係る米子市教育委員会の方針について、学校教育課から御報告いたします。

令和3年9月21日に米子市立学校校区審議会から答申があった美保地区の小・中学校の校区につきまして、昨日、10月13日に開催されました米子市教育委員会におきまして、答申のとおり原案が議決され、方針が決定されましたので、その旨を御報告申し上げます。

方針の内容につきましては、1、新たに義務教育学校を設置し、校区は彦名町、これは崎津7区自治会の区域に限ります、富益町、こちらも崎津7区自治会の区域に限ります、そして大崎、葭津、大篠津町、和田町とする。2、義務教育学校の設置により、米子市立崎津小学校、米子市立大篠津小学校、米子市立和田小学校並びに米子市立美保中学校を廃止するでございます。

今後は、市長部局と緊密に連携を図りながら、引き続き丁寧に地域の声に耳を傾けながら、義務教育学校設置に向けた準備を行ってまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○矢田貝委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

石橋委員。

○石橋委員 お先に、すみません。こういうふうに決まったわけですけど、いつぐらいのめどになるんでしょうか、開校は、どういうふうに言われてましたかね。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 こちらは、今後の地域の声に耳を傾けながら、どういった方針になるかにもよるといふふうに認識してございます。新たに学校を新設する場合となりますと、

都合4年間を要するというふうな見込みでございますので、そうなりますと、最速でも例えば令和8年度でありますとか9年度、そういった形になろうかと思えます。そうじゃない場合には、それも早まる可能性も見通しとしては持っているところでございます。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 そうでないっていうのは、何か既存の施設を使うという……。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 これはあくまで選択肢としてでございますが、例えば既存のどこかの学校にその義務教育学校を設置するでありますとか、そういった選択肢も踏まえますということでございます。以上です。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 2つ目ですけど、審議会のほうはずっと傍聴させていただいてましたので、その流れも知ってますし、審議会の結論はそれで尊重しなければいけないと思ってるんですけど、教育委員会のほうの審議の中のお話はどんな具合だったんでしょうか。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 昨日行われました教育委員会におきましても、審議会の経緯を資料を用いまして説明をしたところでございます。議決に至る過程におきまして、各委員の方からたくさんの御意見をいただいたところでございますが、校区審議会の答申でありますとか、そこに至るまでの地域の方々の声をしっかり尊重して、本当に希望をかなえるような学校にしてほしいといった御意見を多数頂戴したところでございます。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 審議会の中でやっぱり一番声が出てたのは、複式学級になるのは嫌だっていうのは、統廃合にどっちかという反対の方からも、そうじゃない方からも、全体としてよく出てました。その意見というのは、やはり複式学級というのは先生にとっても負担が重いだろうし、自分の子、地域の子どもが教育を受けるにしても、本当に十分な時間を注いでもらえるのかどうか、その子にとってよくないんじゃないかっていうような、そういう思いだというふうに思うんですね。それはやはり、教員の人の定数って、教育の中で子どもに対してどれだけの先生というか、要するに何人の子どもに対して1人とかいう先生の配置の問題っていうのが基にあって、日本は今、少人数学級で35人学級、行く行くは30人学級というふうに言われてきていますけど、でも、世界的に見れば、決して少なくないというか、多いほうでして、片方で、やっぱり統廃合じゃないほうがいいっていう意見は、少人数学級の中で、目のよく行き届いた教育、今、実際にそういうふうがいい教育してもらってるんだがと言われてお母さんもあって、そういうものを望んでおられる声なんですよね。

だから、やっぱりそのところは、子どもの数が減ったらすぐ複式学級になるみたいな、教員の人の配置の問題とかが本当は根底にあって、本当は地域に残しておきたいんだけど、複式学級になるならやむを得ないわみたいな、そういう結論を持たれた方も多かったかと思うんです。

本当は、どれだけの体制で子どもの教育をやっていくのがいいのかっていう大本のところの問題が大きいなというふうに思ったのと、それから、これはやっぱり行政改革の中の公の施設とか減らしていく、そういう公務員も減らしていくという流れの中の一つの流れ

であるというふうに思うんで、そういう流れの中で住民のサービスが削られていくということにもともと反対ですけど、特に教育とか保育とかそういう分野で、やはりそういう効率とか、単に計算で減っていくのではなくて、十分なことができる。地域に学校とか保育園のような大事な拠点は残すという立場で本当はしっかり考えるべきだというふうに思います。これは意見になってしまいましたけど、以上です。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 今日、教育長さんが来ておられんけれど、局長さん、こういうペーパーで議会に対して報告というのは不親切じゃないか。今、石橋さんがおっしゃったように、各経過とか、そういう協議会の中の意見を抜粋されて、賛成な意見がいろいろとあったと、それに集約してこれは承認されたと。承認されました、はい、どうぞ。あと、私たちは何をするんですか。何を共有されるんですか、何を議論するんですか。

どさくさ紛れに前の日出されて、そういう姿勢は直されたほうがいい。懇切丁寧に説明をされて、審議会も私たちは出られませんが、だから、審議会の内容なりそういうものを私たちにも提供していただいて、私たちも、こういう義務教育学校が導入をされますけど、経過はどうですかって市民に聞かれたとき、私たちは何を説明するんですか。

私も、それで今朝、ネットで一生懸命見ました、義務教育学校の内容、全国で126校導入されておられる。メリット、デメリットも、私、見ました。だけども、米子市の経過や内容について全く記述がないものを、私たちもどういうふうに議論していいのか。多くは問いませんが、やはりこの委員会に出すに当たっては、あなたたちも委員の立場になって、どういうものを出して議論していただくのかというような形をしていただかないと、委員長も困りますわ。

改めて出せるのであれば、協議会の協議内容、それと今の教育委員会の内容等が出されるのであれば、後から集約されて提出してください。終わります。

○石橋委員 松田教育委員会事務局長。

○松田教育委員会事務局長兼教育総務課長 先ほどの委員さんのお言葉、しっかりかみしめたいと思います。少し私どものほうも前のめりになっていたようでございますので、義務教育学校とは何かといったようなこともお知らせしながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 まず、今日の資料で、1番で、この校区は何々とするかとあります。この校区、人口と面積、どのくらいになるんですか。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 すみません、その詳しい数値は今持ち合わせておりませんので、後ほど御報告申し上げたいと思いますが、基本的には現在の美保中学校区の校区、そのままでございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 後でいいです、そう言われても分からないから聞いたんです。

それから、ちょっと私、美保中の校区とかあまり明るくないので。だから、今のお話で、要は今3つの小学校が全て美保中に行く、そういうことになってる。分かりました。

○矢田貝委員長 土光委員。

**○土光委員** それから、先ほど後で資料という話が出たのですが、ここでやはり一つ、簡単でいいですからお聞きというか、説明願いたいのですが、そもそも義務教育学校とは何ぞやというのはやっぱりきっちり押さえないといけないと、いま一步よく分からない。最初、この言葉を聞いたときに、今の小学校も中学校も義務教育で、何だろうと最初実は私思ったんです。だから、多分いろんな問題があって、最終的にこれは決定ということか、決定したんですよね。

そういう問題に対処するためには、例えばだけど、選択肢としては3つの小学校を1つにして、中学校は今のまま、そういう選択肢もあったはずだと思います。

それから、いわゆる小中一貫校というのがありますね。特にこの小中一貫校と義務教育学校の違い、カリキュラムとか、法的位置づけとか、体制とか、それがよく分からないので、そこはやはりちゃんと説明していただきたいと思います。後で資料で出るんだろうけど、今分かる範囲、簡単な範囲で説明願えますか。

**○矢田貝委員長** 西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** すみません、冒頭で、説明をする前にお断りと申しますか、おわびを申し上げます。この義務教育学校についての情報でありますとか、それから、これまでの審議の経過等につきましては、これまでもペーパーとして入れさせていただいておりましたので、今回のペーパーにはつけておりませんでした。今から思えば、しっかりその辺りもつけて、今までの御提供させていただいた資料も含めて、本日御説明すべきであったと反省しております。後ほど、そのことも踏まえて、資料提供をさせていただきたいと思っております。

今、土光委員さんから御質問のあった、まず、義務教育学校についてということですが、これは、簡単に申しますと、平成27年度に国が法制化した、いわゆる現在の非常に少子高齢化社会で子どもの数が十分ではなく、既存の仕組みではなかなか立ち行かないような現状を踏まえまして、新たに出された学校の仕組みでございます。簡単に申しますと、小学校の1年生からいわゆる中学校3年生までの9年間を一貫して行う一つの学校であるということでありまして、既存の小学校、中学校とはまた別の、新しい形の学校でございます。

特徴としましては、例えば9年間を見越した一貫した教育が行えるでありますとか、義務教育学校になりますと独自教科というものも新設することができまして、例えば既存の小学校、中学校ではできないようなカリキュラムで子どもたちが学習をすることができるでありますとか、あるいは、小学校、中学校の両方の免許を持つ教員が一つの学校に勤めることによりまして、中学校の免許を持つ専門性の高い教員が小学校段階まで下りてきて指導ができるとか、様々なメリットがあるというふうに言われてございます。

小中一貫校との違いでございますが、これはもともと義務教育学校に先行して小中一貫校という仕組みが導入されたわけですが、これは、ソフト面では今申し上げたような義務教育学校と同じようなメリットがあるというふうに言われておりましたけども、このままの形ですと、小学校は小学校、中学校は中学校で、教育の中身だけを一貫して行うというのが小中一貫校という、これまでの、平成27年度までの仕組みでございます。今、それが、平成27年度から義務教育学校として一つの学校、つまり校長は1人であって、職員組織が一つであるというような仕組みになったわけでございます。

小中一貫校というのは、それぞれの学校に校長がいて、職員がいて、それが教育の内容を一貫して行いましょうというものでございます。現在はその小中一貫校は、今、同じような仕組みでいきますと、小中一貫型小学校・中学校というふう呼び名を変えております。これでいきますと、基本的な学校の単位はそれぞれの小学校、中学校そのままでございますので、今委員からも御指摘があった複式学級というのは、その小中一貫型小学校・中学校では解消されないというようなことがございます。一方、義務教育学校となりますと、新たな学校の仕組みということでございますので、子どもたちが一緒になる、合計人数が学級編制基準の人数になりますので、複式学級は回避できると、そういった特徴がございます。

簡単ですが、以上です。

○**矢田貝委員長** 土光委員。

○**土光委員** 私は複式学級云々は言うてはないんですが、最後のところの説明で、小中一貫校だったら複式学級は解消されないけど、今回の義務教育学校だったら解消されるという意味が分からないのですが。

○**矢田貝委員長** 西村学校教育課長。

○**西村学校教育課長** 言葉が足りませんで申し訳ございません。小中一貫型小学校・中学校と申しますのは、今、例えば大篠津小学校、和田小学校、崎津小学校、そして美保中学校のそれぞれの学校の単位はそのまま変わらないまま、教育の中身を一緒に行おう、一貫して行おうというものでございますので、法律的な学級編制基準はそれぞれの、大篠津小学校なら大篠津小学校の人数で学級編制基準を行うことになりますので、課題となっている複式学級の解消とかはなかなか難しいということでございます。

○**矢田貝委員長** 土光委員。

○**土光委員** ここはあまり深入りするつもりないのですが、言葉の意味として、だから、例えば小中一貫校だったら、今の小学校を一つにして小中一貫校にすると解消されますよね、事実としてはそう思っているんですよね。

○**矢田貝委員長** 西村学校教育課長。

○**西村学校教育課長** 説明が一つ不足しておりました。小学校だけを統合して中学校はそのままという議論も、これまで度々協議会の中で重ねられてまいりましたが、申し上げましたように、小学校だけが統合した場合は小学校の複式等は解消されるんですけども、美保中学校はそのままの中学校の単位で残ります。そうしますと、現在は問題ないんですけども、近い将来、美保中学校におきましても、米子市の方針である適正規模・適正配置の方針に、要するにクラス替えが可能な2クラスにならない可能性も見込まれておりまして、そうなりますと、そうなった時点で、また今度は美保中学校の校区の方針もいろいろ検討していかないといけないということになります。ところが、義務教育学校という選択肢を取りますと、それは県に特例を申請して、それも回避できるというようなこともございますので、そういったことも踏まえまして、地域の方や、それから審議会、そして教育委員会等に御意見いただきまして、今の結論に至っているということでございます。

○**矢田貝委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分からないから聞くのですが、中学校で、例えば今の美保中の校区と今回の義務教育学校の校区は一緒ですよ。そうすると、何で中学校で複式学級、今は大丈夫な

んだけど、将来その可能性がある。それが義務教育学校になったら、何でそれが、今、何か特例で回避できると言ったのですが、それは何ですか。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 これは、鳥取県の学級編制基準のほうに、そのような形で義務教育学校であるということで申請することで複式学級を回避できるということでございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 何を申請したら、どう回避できるんですか、ちょっと理解できないんですが。生徒の人数は変わりませんよね。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 簡単に申しますと、新しい学校の教育の形ということであって回避できるということではありますが、ちょっとこちら資料を後ほどそろえて御提供申し上げたいと思います。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 私が疑問に思っていることは分かっていただけでした。それに対応した資料、後ほどでも、それは構いません。

それから、一つ、今の説明で、小中一貫校と義務教育学校の違いに関して、義務教育学校の教職員は小・中両方の免許を持ってないとなれないんですか。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 基本的にはそのようにうたっていますが、現実的にそこはなかなか難しい面もありますので、そういったことは県の教育委員会とも協議をしながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 だから、原則はそうだといいことですね、分かりました。

それから、あと、今日の新聞の記事に載っていたのですが、こう書いてあります。市教委は改めて保護者らとの協議の場を設けて、教育内容などを議論する、そういうふうに記事では書かれているのです。ここでいう教育内容というのはどういうこと。それから、狭く解釈して、いわゆるカリキュラム、そういったカリキュラム編成は多分弾力的にできるということですけど、ちょっと順番にいきますね。だから、この記事によると、改めて保護者らとの協議の場を設けて、教育内容など議論するとあるんですが、これはそうだといいことですか。ここでいう教育内容は何を意味しているのですか。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 教育内容、それから教育課程につきましては、これは校長が定めるものというふうに法的に位置づけられておりますので、最終的な決定はもちろんそのときの学校長ということで、これが前提でございますが、ただ、先ほど申し上げましたような義務教育学校独自の教科が設定できるでありますとか、あるいは、義務教育学校でありますと、通常の小学校6年間、中学校3年間ではなくて、例えば4、3、2といった独自の、ブロック制といいますけども、そういった仕組みも可能になってございまして、その辺り、しっかりまた地域の方々の御期待ですとか、御要望ですとか、そういったことを受け止めてのことと、教育内容の方針をある程度決めていくということであるというふうに認識しております。

○**矢田貝委員長** 土光委員。

○**土光委員** 聞きたいことは、今度新たに義務教育学校ができて、教育内容か、教育課程か、カリキュラムか、ちょっとどう言ってもいいか分からないですけど、それを、これは校長が、教育委員会が最終的に決めますよね、当然いろんなところと相談して。実はちょっと私の頭の中にあるのは、こども総本部、つまり、教育委員会のそれぞれの部署が市長部局と共同で事務を行うというふうに。

私は、あえて申しますけど、教育内容、いわゆるカリキュラム的なところ、これは基本的に教育委員会が責任を持って決めなければいけないと思ってる。別な言い方をすると、市長部局が口を出すべきではない、はっきり言うとね、原則はそう思ってるんですけど、そこはもしこども総本部ということになっても、この教育内容、教育カリキュラムは教育委員会が独立性を持ってちゃんとやっていくというのを保障されていると思っていいますか。

○**矢田貝委員長** 西村学校教育課長。

○**西村学校教育課長** そのとおりでございます。

○**土光委員** 分かりました。

○**矢田貝委員長** ほかにございませんか。

前原委員。

○**前原委員** 義務教育学校の設置に向けて動いていくということは分かったんですが、今後のスケジュールと、今後、誰がどのように進めていくのか、どんなことを進めていくのかっていうのが、ちょっとぼやとしてて分からない。先ほどあったように校舎の問題もありますし、もし新設なら設置場所の選定等もございます。また、多分出てくるであろう、スクールバスの話も出てくると思うんですけども、様々、いろんな父兄の要望等ございます。こういうものを加味して行って青写真をつくっていかなければいけないんですけども、そういうものについて、ちょっと今回全くペーパーには書いてない。一体何年後にどんな形でできるのかって分からないというのが、ちょっと我々もイメージがつかみづらいなと思ってます。

個人的には、旧校舎じゃなくて新設されたほうが私はいいと思ってますし、なるべく中学校の近くに造られたほうが、今までの県内の施設等を見ると、義務教育学校を見るとそういうところが多いですんで、そういう形がいいと思うんですけども、それはそれぞれの考え方があると思いますけども、そういったスケジュール、また今後の決定について、どういう手続においてされるのか教えてください。

○**矢田貝委員長** 西村学校教育課長。

○**西村学校教育課長** 本来ですと、本日そのことも含めて全てお示しできたらよかったんですけども、昨日議決を受けたばかりで、タイミングが今日が民生教育委員会でしたので、ひとまず一步をとって今日は報告させていただいたところですが、今後、昨日の議決を受けまして、教育委員会としてしっかりスケジュールを、ある程度の青写真はもちろん持っていてはいるところですけども、仮の話だったものですから今日はお示しできておりませんが、ひとまず、これは市長部局のほうの管轄になりますけれども、委員おっしゃった、学校のまず形を施設一体型とするのか、分離型にするのか、隣接型にするのか、そういったこと、仮に一体型となった場合は、じゃあ、新設として場所をどこにするかとか、そう

いったことを市長部局のほう为主导しながら地域のほうに出かけて行って、まずはそれを決定する形になろうかと思えます。それを受けまして、じゃあ、今度、場所が例えば決まったということになりますと、そこに仮にスクールバス等が必要になってこようということになれば、またこれも市長部局のほうになりますけども、そういった準備も進めていかないといけないのかなというふうなことは聞いております。

教育委員会としましては、このソフトの面をしっかりと準備していかないといけないというふうに思っております。例えば校歌でありますとか、校名でありますとか、それから教育の内容、中身、その辺りについては、しっかりと開校に向けて準備会等もぜひ設置してほしいといった御要望も審議会のほうからもいただいておりますので、しっかりとそういったものを立ち上げまして、地域の方の御意見も踏まえながら準備を進めてまいりたい、そのように考えております。

○矢田貝委員長 前原委員。

○前原委員 様々な委員さんのほうから、義務教育学校がよく分からないという意見がありました。私も議会質問で何回かしたんですが、それぞれ特色のある学校があるので、やはり少し資料をまとめていただいて、メリット、デメリット等、また特色あるカリキュラムができるという点が私はいいと思うんですけども、たしか議会質問の中でしたと思うんですけども、四国のほうの学校、土佐だったかな、自然科学を非常によくやっておられて、理科に力を入れてるとか、どこだったかな、英検を必ず取ってもらって、卒業するまでに英検2級ぐらいまで取ってしまうというところがたしかあったと思うんですけども、そういった形で、非常に学力をとか、そういう探求心を進めていくことができるというメリットがあると思っておりますので、私は非常に期待しておりますので、今後もしっかり見ていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 一つ今後の資料に入れていただきたいと思って、発言させてください。児童生徒数の推計が、いつまで出てるのか分かんないですけど、できればできるだけのところまで推計を出していただくとありがたいなと思っております。いずれにしても人口減がどんどん進んでいくと思うので、10年後ぐらいまでは何とかいけても、50年後みたいなことは難しいのかなと思えます。

例えば、義務教育学校がすばらしいカリキュラムだということで、校区外から来ることってというのは多分難しいですよ。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 制度的には可能ではあります。条例を改定して、それを、例えば鳥取市さんのように、そういったことで他の地区から転入を認めているというような自治体もございますので、これは不可能というわけではございません。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 人口減のことを言いましたし、人口推計のことも考えると、この地域が調整区域なので、どんどん家が増えるということも考えにくいとしたら、そういうふうな地域ギャップでとてちょっと難しいというような子どもさんが行けるような、そういう形になればなと思っての意見でした。また詳しく教えていただければと思います。以上です。

○矢田貝委員長 ほかにございませんでしょうか。

門協委員。

○**門協委員** ちょっと今後のことを、先ほど前原委員が尋ねられましたけど、まちづくり協議会が市長部局にありますよね。今後これがどんどん、何回か会合されていくと思うんですけども、この中には教育委員会さんは入っておられなかったですかね。

○**矢田貝委員長** 西村学校教育課長。

○**西村学校教育課長** 出席する予定であります。

○**矢田貝委員長** 門協委員。

○**門協委員** 分かりました。じゃあ、出席されて、市長部局と両方いらっしゃるということで、会議としては進めやすいと思います。

今回、報告書を今もらったんですけど、こういう答申があったと。これを受けまして、教育委員会さんのほうの独自で、地域の人とか、あるいはPTAの人とか、そういう会合といますか、報告会みたいなことは考えておられるんですかね。

○**矢田貝委員長** 西村学校教育課長。

○**西村学校教育課長** 教育委員会のみでということは今のところ予定はしておりませんが、まちづくり協議会の中で地域に出かけていって、この答申でありますとか、こういった教育委員会の議決内容でありますとか、そういったことはしっかりと報告してまいりたいと思っております。

○**矢田貝委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**矢田貝委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 2 時 1 7 分 休憩**

**午後 2 時 1 8 分 再開**

○**矢田貝委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、民生教育委員会の所管事務に係る調査・研究についてを議題といたします。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**矢田貝委員長** お手元の資料を御覧ください。前回の委員会以降で取りかからせていただいていた内容と、そして委員の皆様と確認をしておきたい事項について掲載をしている資料でございます。

まず、調査・研究事項についてでございますが、1番目のところです。地域共生社会の実現に向けた取組についてで、講師としてお呼びしたいと思っておりますのが、1点目、地域つながる福祉プランの具体的な取組についてということで、社会福祉法人養和会理事長の廣江様をお願いをしております。

2点目、子ども食堂運営から見えてきたものということで、子ども食堂ネバーランド代表の辻様をお招きしたいと思っております。

この点につきまして確認をしたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**矢田貝委員長** 2点目ですが、日時でございます。令和3年11月10日水曜日、午前9時半から、まず、1番目につきましては9時半から10時半、休憩を取りまして、ネバ



米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 矢田貝 香 織